

三番瀬再生計画案

3 三番瀬の再生の概念〔(4) 東京湾全体の自然再生にむけて(46頁)〕

一方で、流域河川から東京湾に流れ込む汚濁負荷や浚渫窪地等など、三番瀬が抱える多くの課題は千葉県
の努力のみで解決することは不可能であり、東京湾を取り囲む1都2県、また東京湾に注ぐ河川の流域に位
置する自治体および国の省庁が協力し、水行政の広域化を図って、東京湾全体の再生を図るための連携を強
化する必要があります。

第四章 提言

< おわりに > (162頁)

戦後の経済発展とともに東京湾の自然環境は悪化し、三番瀬もその影響を受けてきました。今この流れを変え、自然環境の再生に向けて舵を切る必要があります。私たちが再生計画づくりに取組んできた三番瀬は、河川流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川からの汚濁負荷がもたらす赤潮・青潮の問題や、東京湾全体でつながっている生態系などのことを考えると、三番瀬の再生は三番瀬における努力のみで実現するものではないのです。それだけに、三番瀬の再生はその周りの再生にもつなげていくための鍵となっていると言えるのです。今後は、東京湾全体やその流域の自然再生に向けた動きの輪を広げ、より大きな力にしていくことを願っています。

新・生物多様性国家戦略(環境省)

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第1章 施策の基本的方向

第3節 生物多様性から見た国土の捉え方

1 生物多様性から見た国土の構造的把握

(7) その他の留意点 流域的視点

森林、農地、都市、河川、沿岸域等の生態系は、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。しかしながら、流域の土地利用や水利用の変化、氾濫原の湿地や河川周辺の樹林帯の減少、森林の管理水準の低下が危惧され、その公益的機能の発揮に支障をきたすおそれが生じている状況等が見られる中
にあって、洪水量の増大、河川水質の悪化、河川流量の減少、渇水の枯渇、流出土砂量の変化、海岸線の後退といった
様々な問題が顕在化しており、その結果として、生態系の質や生物多様性にも影響を及ぼしています。

特に巨大化した都市における水需要の増大、汚濁物質の排出量の増加等が、流域圏に多大な環境負荷をもたら
しています。こうした問題に対応するためには、流域を一体として扱う視点から関係者が連携して総合的に取り組
むことにより、生態系維持にも不可欠な水や土砂をコントロールし、流域圏の健全な水・物質循環や生態系の回復、
国土の持続可能な利用を可能にしていくことが必要です。流域は多くの場合、複数の地方公共団体にまたがり、行
政界を越えた広域的な取り組みが求められています。奥山、里地里山、都市、水系、沿岸域の保全と利用に際して
は、こうした流域的視点を持つことも欠かせません。

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。

陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識がなされるようになってきており、北海道や宮城県等では上流域において漁業者や市民による植林などの取組がなされるようになってきています。

また、閉鎖性海域である東京湾は、その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。

三番瀬についてみても、自然再生を進める上で、海域が連続している東京湾を意識し、そこに流入する河川の流域や広く東京湾を組み込んだ広域的な視点が重要となってきます。

このことから、三番瀬の再生に当たっては、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化した取組を目指します。

三番瀬再生計画案

第4部 具体的な施策の展開

第1章 国土の空間特性・土地利用に応じた施策

第5節 港湾・海洋 2 海洋 (1) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進

ア 沿岸域の海洋環境保全 (ア) 閉鎖性海域における環境保全

比較的水深の浅い沿岸域は、海の中でも基礎生産力が高く、海洋生物の成長・生息に欠かせない場となっています。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海等の閉鎖性海域は、漁業資源の宝庫として活用されるとともに、物流や産業の基盤、工業用水源、レクリエーションの場等として多方面にわたり利用・開発されていますが、その一方、地理的な形状から湾外との海水交換が悪く、汚染物質が湾内に留まりやすい特性を有しており、そのため、一旦汚染されると回復に長い時間を要することとなります。

特に、後背地に人口や産業が集中する海域では、多くの海辺で工場、道路等が立地・開発されるとともに、生活廃水を含め、陸上で生じる汚濁物質が河川等を経由して海へ流れ込み、有機物による水質汚濁や、窒素・りん等の栄養塩類による赤潮などの富栄養化現象が海域の利用に障害を与えているケースがあります。また、養殖漁業が及ぼす負荷をできるだけ減少させることが重要です。

したがって、人為的に発生する汚濁物質の流入を削減するため、その発生源の総合的管理が重要です。

第6節 漁業

4 海洋環境等の保全 (1) 漁場環境の保全

また、森林の有する水源のかん養、土砂の流出防止、栄養分の供給等の機能が、海域の生物の生育環境や生態系を保全する効果を有することが認識されるようになり、海域の生物資源を陸域の環境と一体的に管理しようとする試みとして、漁業者や市民による植林活動等も活発になっているところです。たとえば、北海道漁協婦人部連絡協議会では、昭和63年から善導の婦人部が植樹活動に取り組み、これまで50万本の植樹を行い、環境保全の取組を進め、サケやホタテの資源の保護に努めており、このような取組が全国に広がりつつあります。国としても、このような漁業者や市民による活動を全国的に展開することが重要と考え、支援を行っています。

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)